

愛知・名古屋 2026 大会学習教材作成業務委託仕様書

1 業務の名称

愛知・名古屋 2026 大会学習教材作成業務委託

2 目的

本業務は、第 20 回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会（以下、「両大会」という。）の開催を契機に、両大会を通じて、愛知県及び名古屋市（以下、「両市」という。）の児童生徒が多様性や共生社会を学ぶことで、次世代を担う人材の育成を図るとともに、地元で開催される両大会への興味・関心を高めることを目的とするものである。

本業務においては、両大会への理解を深めるとともに、アジア各国の文化や宗教、価値観等の多様性を学び、国際理解を促進する学習教材を作成する。

なお、学習の際には、障害や共生社会への理解を深めるための教材として、国際パラリンピック委員会（IPC）公認教材『I' mPOSSIBLE』日本版も併せて活用できるよう考慮して作成する。

3 業務委託期間

契約締結日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで

4 対象

以下の対象ごとに学習教材を作成すること。

- ・小学生
- ・中学生及び高校生

5 委託内容

（1）事業構成

以下のアからウを「4 対象」に応じて活用することで、「2 業務目的」を目指す。

- ア 動画教材
- イ 補助教材（ワークシート・レクリエーション教材など）
- ウ 教材活用マニュアル

（2）業務内容

「4 対象」ごとに以下のアからオを実施すること。なお、制作時には委託者及び両市の教育委員会の意見等も重視すること。業務にあたり発生する経費や謝金等の費用は、全て委託金額に含めること。

- ア 全体構成案・工程表の提出

契約後速やかに委託者と打ち合わせ、全体構成案と工程表を提出すること。また、必要に応じて修正を行うこと。

スケジュールの目安は、概ね以下のとおりとする。

日程	内容
契約締結後速やかに	構成案等について委託者との打合せ 全体の工程表の提出
2024 年 7 月	第 1 回検討会の開催
8 月	全体構成の確定
9 月	中間報告の提出
10 月	第 2 回検討会の開催
2025 年 1 月	映像試写
	第 3 回検討会の開催

イ 教材作成検討委員会の開催・運営

児童教育や国際理解等に関する有識者、教員等により構成し、本学習コンテンツの内容や活用方法等について、以下のとおり「教材作成検討委員会」を開催し、委員からの意見をまとめ、教材に反映する。

- ・検討委員会は 5 名程度で構成することとし、うち 2 名は委託者が指定する者とする。
- ・ 3 名程度、児童教育や国際理解教育等に知見のある委員を選定すること。委員は委託者と協議の上、決定する。
- ・検討委員会は 3 回程度実施し、詳細については業務の進捗状況等に応じ、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・検討会の開催手法は、委託者と協議の上、決定すること。

ウ 動画教材の作成

動画教材作成に係る事前打ち合わせ、企画書作成、台本制作、構成・演出企画、監督・演出、出演者との調整、現地取材、撮影・編集、イラスト・CG・アニメーション・字幕制作、音響効果、BGM 音源制作・選曲、その他一切の業務を行う。

(ア) 動画教材のテーマ

a 「両大会への理解を深める」

両大会の開催意義、歴史、競技などについて

b 「両大会を通じた国際理解の促進」

アジア各国の食、言語、文化、スポーツ、価値観などの多様性について

(イ) 動画教材の作成要件

a 「両大会への理解を深める」及び「両大会を通じた国際理解の促進」の 2 つのテーマに分けて、「4 対象」ごとに 2 本以上（合計 4 本以上）作成すること。

b 動画は小項目ごとに分割することで部分的にも活用できるよう、メニュー（目次）

画面等から再生動画を選択できる構成とすること。

- c 動画は1本あたり20分程度を想定すること。
- d 委託者との打合せを綿密に行い、内容を決定すること。
- e 制作趣旨等を踏まえて、各動画のコンセプト、ストーリー、シナリオ構成、画面構成方法、素材入手方法、撮影対象施設等、動画制作のために必要な企画書を作成し、提出すること。
- f 企画書に基づき、各動画の台本を制作すること。
- g 授業や宿題（自宅での調べ学習等）での視聴や、1人1台端末環境における学習ができるよう、YouTubeへの掲載を想定して作成すること。
- h 児童・生徒の視聴意欲を掻き立てる映像タイトル及びサムネイル（映像のトップカット）を作成すること。また、これはYouTube掲載時にも使用することを念頭に置くこと。
- i 聴覚障害者向けの字幕を付与すること。
- j 場面転換の際は、視覚障害者向けのナレーションを入れること。
- k 漢字や英語表記は、「4 対象」の教育段階に応じて振り仮名を付すこと。
- l 「4 対象」に応じて理解できる用語や言葉遣いを用いる配慮をすること。
- m 動画を飽きずに視聴できるよう、児童・生徒の興味を引き付ける工夫を施すこと。
- n アニメーションや県市にゆかりのあるアスリートへのインタビュー、アジア各国の現地の映像を取り入れる等、撮影した映像や静止画、図等を提示しながら誰にでも分かりやすい内容とすること。また、有名声優を起用するなど児童・生徒が親しめるような内容とすること。なお、アスリートや声優等をはじめとする出演料や交通費等のすべての経費も委託料に含まれる。
- o 企画・構成に基づき対象者やテーマに即した映像の制作、制作に必要な素材の作画や撮影、取材、調達、関係機関等との連絡調整、取材交渉、撮影許可申請を行うこと。なお、撮影・取材等の決定にあたっては、委託者と協議の上、決定すること。

（ウ）動画の規格

動画の規格は次のとおりとする。

- ・画面アスペクト比は16：9とし、4：3画面ではレターボックス形式となるようにすること。
- ・画面解像度はフルハイビジョン（1,920ピクセル×1,080ピクセル）以上。
- ・MP4形式等、各種OSやYouTube等で再生可能な動画形式。

エ 補助教材（ワークシート、レクリエーション教材等）の作成

動画教材の理解を深めるための下記の補助教材を作成する。

（ア）ワークシートの作成要件

- ・動画教材の小項目に対応した補助教材とするため、ワークシートには次の内容を含めること。ただし、協議により内容を変更することも可能とする。

- ・児童・生徒が自ら考えることができるような動画教材に関連した質問項目や調べ学習の題材、その参考となる関連サイト、データ、トピックス、出典。
- ・大会観戦を見据え、競技のルール等、観戦前に学習すると役立つ内容。
- ・調べたり自ら考えたりした内容を書き込めるメモ欄。

(イ) レクリエーション教材の作成要件

以下の項目に沿った内容を企画・提案し、作成すること。

- ・アジア各国の言語（例：こんにちは、がんばれ）や国旗、国民食等、アジアの文化について楽しく学ぶことのできる補助教材とすること。
- ・授業中のレクリエーションや自宅学習等での使用を想定すること。

オ 教材活用マニュアルの作成

教員が使用することを想定し、「4 対象」に応じて授業を想定した以下の項目を作成する。ただし、協議により内容を変更することも可能とする。

(ア) 動画教材の解説書の作成

動画教材の小項目ごとに解説書を作成すること。なお、解説書には次の内容を含めること。

- ・動画教材の趣旨や簡単な説明
- ・授業で動画を使用する際の指導のポイント等、教員向けの補足情報

(イ) 授業構成例の作成

動画のテーマごとに、動画教材及び補助教材を用いた授業構成例について次の内容を含めて作成すること。なお、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の視点を取り入れた授業を教員が組み立てやすいように工夫すること。

- ・学習目標
- ・指導のポイント
- ・補助教材の使用方法

6 委託者による確認

(1) 受託者は、動画教材、補助教材、教材活用マニュアルについて、委託者が指定する段階で委託者の確認を受け、了承を得ること。

(2) 委託者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、受託者に対して、修正又は再制作を指示することができる。当該修正又は再制作に関する経費は、受託者が負担するものとする。

ア 制作の過程で委託者と受託者が協議して合意した事項にしたがっていないとき。

イ 委託者が、画像又は音声が不良で視聴に耐えないと認めるとき。

ウ 委託者が、動画を配信することによって個人もしくは団体の名誉を傷つけ、人権を侵害し、又は公共の福祉に反するおそれがあると認めるとき。

エ その他、委託者と受託者が協議して必要と認めるとき。

7 委託者への報告及び成果物の納品

(1) 実施状況報告書

毎月、原則として 10 日までに提出すること。記載内容は次のとおりとする。

ア 本仕様書 5 (2) アの工程表に対する進捗状況

イ 教材作成にあたって生じた問題点とその対応

(2) 業務完了報告書

・ A 4 判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とし、4 部を納品する。

・ 業務実施報告書の PDF データを記録した電子媒体 (CD-R 等) 2 部を納品する。

また、業務完了報告書には、次の内容を含めること。

ア 成果物一覧

イ 成果物の概要

(3) 成果物

本業務により完成した制作物 (以下「成果品」という。) を次のとおり納品する。

なお、成果物は著作権等の処理を済ませた上で納品すること。著作権等に関する紛争が生じた場合、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

ア 内容、規格、納期

内容		規格	納期
教材内容の中間報告※2		電子データ (Word 形式)	2024 年 9 月下旬
教材作成検討委員会報告書		電子データ (Word 形式)	検討委員会終了後 2 週間以内
動画教材	動画※3	電磁的記録媒体 (DVD) 4 枚組×4 セット及び電子データ (MP4 等)	2025 年 1 月 31 日
補助教材	ワークシート	【印刷物】 4 部 【電子データ】 CD-R : 2 部 Word 形式又はパワーポイント形式	
	レクリエーション教材	【印刷物】 4 部 【電子データ】 CD-R : 2 部 Word 形式又はパワーポイント形式	
教材活用 マニュアル	動画教材の解説書	【印刷物】 4 部 【電子データ】 CD-R : 2 部 Word 形式又はパワーポイント形式	
	授業構成例	【印刷物】 4 部 【電子データ】 CD-R : 2 部 Word 形式又はパワーポイント形式	

撮影した全映像素材※4	電子データ（MP4 等）	
-------------	--------------	--

- ※1 納品後であっても修正が必要な場合は、委託者と協議のうえ修正し、再度納品すること。
- ※2 納期時点にて確定している教材内容等をまとめること。
- ※3 電磁的記録媒体（DVD）1 枚につき対象ごとに1テーマの動画を記録すること。
各電磁的記録媒体にタイトルラベルを施したうえで、ケースに入れて提出すること。
- ※4 本業務のために新たに作成された素材（アニメーション、映像、写真、音声、イラスト、背景等）は、素材別に整理し、DVD 等にデータを記録して納品すること。

イ 納品先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局

（総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部アジア・アジアパラ競技大会推進課内）

8 権利の帰属等

（1）著作権の帰属

- ア 本業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を含むすべての著作権は委託者に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。
- イ 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ウ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- エ 受託者は委託者及び第三者に対し、本成果物に関する著作権者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また、第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

（2）権利処理

- ア 本成果物にかかる文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び監督、脚本、出演者、カメラマン、音声、プロデューサー、ディレクター、ナレーター、構成作家、演出、その他本業務に関与するすべての者に関する権利の処理は、すべて受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。
- イ 関係者その他第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用を含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ウ 契約期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額

に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

9 その他特記事項

- (1) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。
- (4) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 業務の遂行にあたり疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。